

2020年1月9日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

団体交渉日程の追加提案

下記1月6日の交渉申入れに対して、大学側から1月8日に「申し入れのありました団体交渉をお受けするにあたり、これまでどおり、申し入れは、団体交渉に関する協定により、申し入れ側が少なくとも1週間前までに日時を相手方に通知して行うことになっておりますので、同協定に則り、交渉日等を改めてご提示くださいますようお願いいたします。」との回答がありました。これは、今回の交渉申し入れにいたる労使交渉の経緯に照らして非常に不当なものであり、ただちに抗議しました。その連絡に際して、人事給与課から口頭で、この回答はあらためて交渉申入書の提出を求めるものではなく、総長のために予備折衝を含めて然るべく準備した交渉を行うために追加日程の提案を求めたものである旨を聞きました。そうであるにせよ、交渉申入れ後、1月10日の日程については検討せずに労使交渉の積み重ねを反古にする対応であり、非常に不当であることは変わりません。県労委が不当労働行為を認定した後に、さらに不誠実な対応が続いていることに対して、ここにあらためて抗議します。

同時に、本学の雇い止め方針に苦しむ准職員・時間雇用職員のため、総長に直接署名を渡し、総長と組合役員で意見交換をしたいという我々の思いはまったく変わりません。この総長との交渉の実施については労使で事実上合意があり、その上で交渉申入れをした事実も変わりません。したがって、昨日中に、引き続き本交渉の具体的な日程調整を進めることについて大学側にも協力を求めています。

下記のとおり、組合側から追加の交渉日程を提案します。

総長の都合がつかない場合、総長の都合のつく日程をいくつかご案内くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時（追加提案）

- ・ 1月22日（水）午後

以上

(参考)

2020年1月6日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

団体交渉の申入れ

本学における雇い止めや無期転換をめぐる問題に関係して、昨年12月18日以降、組合から大学に、大野総長に署名を直接提出して意見交換をすることについて申し入れ、組合の希望日程として、第1希望(12月26日午前、1月8日午前)、第2希望(12月26日午後、1月10日午前)、第3希望(12月25日午後、1月6日午後)を示してきました。

本日、大学側から、総長自身の判断として、雇い止め方針についての交渉(意見交換)であれば、総長自身がその団体交渉の場で署名を受領し組合と意見交換することが回答されました。また、それには組合が正式に交渉申入れをすることが必要であるとの認識が示されました。

つきましては、下記の通り、団体交渉を申し入れます。

交渉日程については、現時点では労働協約所定の「1週間前」を満たしていませんが、この間希望してきた日程のうち現在残っているものを提示いたします。そのいずれについても総長の都合がつかない場合、総長の都合のつく日程をいくつかご案内くださいますようお願いいたします。

記

1. 交渉事項

- ・ 本学における雇い止め方針について

(総長に署名を提出し、総長と組合役員とで意見交換します。)

2. 日時

- ・ 1月8日(水)午前
- ・ 1月10日(金)午前

以上